

～ご利用下さい！～

## 「労働保険事務組合」は国が創った事業主支援制度です！

### ◎労働保険事務手続きで、こんな「お悩み」はありませんか…？



離職票等の届出で、よく公共職業安定所へ行きますが、記入内容が複雑で時間がかかる上、公共職業安定所の窓口が混雑しているため1時間以上待つことがよくあります。また、届出に賃金台帳や出勤簿等が必要で、これらに不備があると出直しとなり数日かかることがあります。その他の届出の手続も難解で、せっかく覚えても制度改正があるとまた一からやり直し。

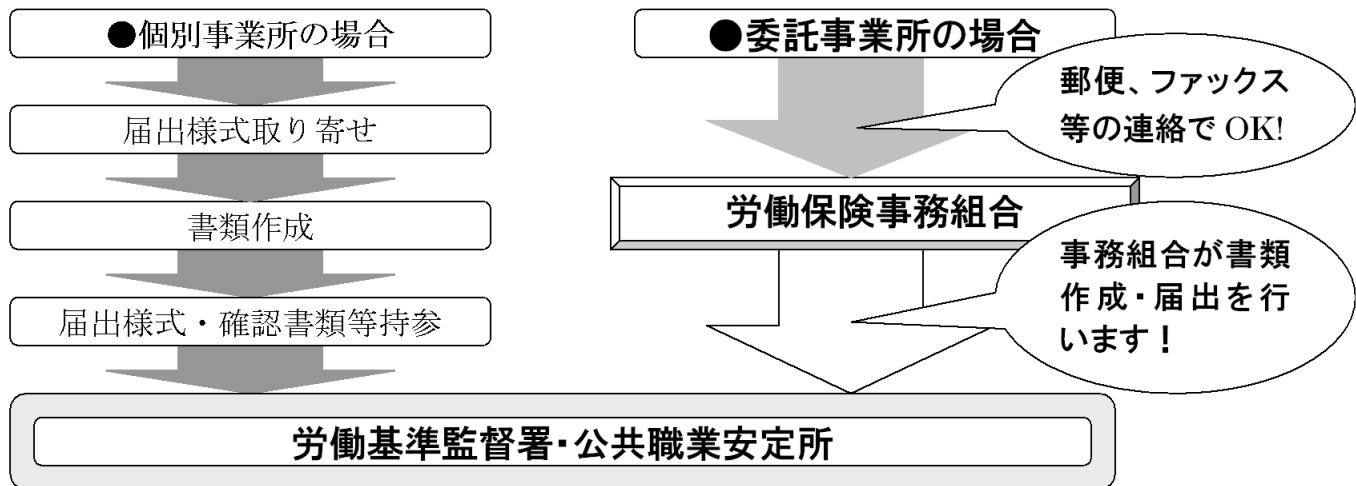
労災の様式も種類が多く、どこに何を出していいのかわかりません。

労働保険の手続については、本当に煩わしく思っています。

このように、事業所の本業ではない労働保険事務は、事業主にとって大変煩雑で、大きな負担となっています。そこで、少しでも事業主の負担を減らすため、事業主に代わり労働保険の事務を行う国の支援制度が「労働保険事務組合」制度です。

また、労働保険事務組合に委託すると、事務負担が軽減されるだけでなく、正しく労働保険の手続ができるため、事業主等の労災保険特別加入制度、保険料の三分割納付等様々な特典が与えられます。

### ◎比べて下さい。労働保険事務処理の流れ！



### ◎個別での事務手続きにはこれだけのコストが発生します！ ～事務組合活用で経費削減！～

●専任の事務担当者を置くとすると…月給×12ヶ月分

●兼任の事務担当者(月給20万円)が1回の事務手続きを行う場合、半日を費やしたとすると…

月給20万円÷月154時間労働×4時間÷5195円+交通費←最低これだけのコストがかかります！

### ◎経営環境の厳しい今こそ、労働保険事務組合制度を是非ご利用下さい！

今では労働保険事務組合に委託しているので、手間もかからず、問題はすぐに指摘してもらえ、法改正があってもすぐに情報を提供してもらえます。特別加入で労災への備えも万全。本業に専念でき、経営効率が上がりました。

国が創った労働保険事務組合制度を活用しない手はありません。

